

<2010—2011年度>

第3回

キャビネット会議 資料集 【 1 】



2011年3月28日（月）

新宿京王プラザホテル 南館4階「錦」

ライオンズクラブ国際協会
330—A地区

収 支 計 算 書
2010年7月1日～2011年6月30日
ライオンズクラブ国際協会330-A地区

(単位:円)

勘定科目	承認予算書	補正予算案	補正後予算案	7/1～12/31収支	実行率
I.事業活動収支の部					
1.事業活動収入					
①地区会費	32,976,000	0	32,976,000	16,604,640	50%
正会員	27,072,000		27,072,000	13,669,440	50%
家族会員	1,152,000		1,152,000	559,200	49%
クラブ割	4,752,000		4,752,000	2,376,000	50%
②地区特別運営費	11,760,000	0	11,760,000	5,928,600	50%
正会員	11,280,000		11,280,000	5,695,600	50%
家族会員	480,000		480,000	233,000	49%
③交付金	500,000		500,000	330,065	66%
国際本部交付金	500,000		500,000	330,065	66%
④諸収入	10,540,000	1,800,000	12,340,000	4,478,366	36%
各種登録料	9,520,000	1,800,000	11,320,000	4,471,500	40%
他会計振替額	1,000,000		1,000,000	0	0%
預金利子	10,000		10,000	6,366	64%
雑収入	10,000		10,000	500	5%
事業活動収入計	55,776,000	1,800,000	57,576,000	27,341,671	47%
2.事業活動支出			0		
①ガバナー運営費	6,700,000	-500,000	6,200,000	4,477,745	72%
ガバナー費	1,200,000	-200,000	1,000,000	414,000	41%
贈呈費	3,500,000	1,000,000	4,500,000	3,984,045	89%
弔意表敬費	100,000		100,000	0	0%
複合地区等関係費	100,000		100,000	10,000	10%
国際協会関係費	1,600,000	-1,300,000	300,000	0	0%
OSEALFORUM関係費	200,000		200,000	69,700	35%
②会議等運営費	18,200,000	2,800,000	21,000,000	8,164,749	39%
キャビネット会議費	10,000,000	1,800,000	11,800,000	4,710,119	40%
委員会活動費	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,467,306	73%
PR情報活動費	6,000,000		6,000,000	1,030,024	17%
IT・HP関係費	1,200,000		1,200,000	957,300	80%
会計処理調査費	0		0	0	-
③事務局管理費	30,560,000	-500,000	30,060,000	15,674,653	52%
事務局員給与	15,500,000		15,500,000	8,356,135	54%
法定福利費	2,200,000		2,200,000	875,490	40%
福利厚生費	100,000		100,000	43,305	43%
交通費	600,000		600,000	254,700	42%
通信費	700,000		700,000	259,008	37%
印刷費	3,000,000	-500,000	2,500,000	1,641,882	66%
事務消耗品費	500,000		500,000	224,006	45%
備品購入費	200,000		200,000	169,050	85%
運賃・発送費	800,000		800,000	389,155	49%
支払手数料	100,000		100,000	73,109	73%
OA機器費	1,200,000		1,200,000	534,996	45%
家賃	4,800,000		4,800,000	2,400,000	50%
営繕・清掃費	160,000		160,000	75,600	47%
水道光熱費	600,000		600,000	314,512	52%
雑費	100,000		100,000	63,705	64%
事業活動支出計	55,460,000	1,800,000	57,260,000	28,317,147	49%
事業活動収支差額	316,000	0	316,000	△ 975,476	
II.投資活動収支の部					
1.投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	
2.投資活動支出					
預託金				6,342,465	
投資活動支出計	0	0	0	6,342,465	
投資活動収支差額	0	0	0	△ 6,342,465	
III.予備費支出	316,000	0	316,000	0	
当期収支差額	0	0	0	※ ¹ △ 7,317,941	※1上期収支差額
前期繰越収支差額	31,409,894			31,409,894	
次期繰越収支差額	31,409,894			※ ² 24,091,953	※2下期繰越額

3 3 0－A地区第57回年次大会議事規則

1. 330－A地区第57回年次大会は、大会に参加した地区内、現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会及びキャビネット委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長及び副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 決議委員会
(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)
 - (ア) 政策・計画分科会
 - (イ) 経 理 分 科 会
 - (ウ) 会 員 関 係 分 科 会 (会則・会員、指導力育成、エクステンション・リテンション
女性参画・家族会員、綱紀指導)
 - (エ) I T 分 科 会
 - (オ) P R ・ 情 報 分 科 会
 - (カ) 国 際 関 係 分 科 会 (国際大会、LCIF、国際関係・モンゴル支援、国際理事)
 - (キ) 組 織 連 携 分 科 会 (組織連携・ライオンズカード)
 - (ク) 環 境 関 係 分 科 会 (環境保全、緊急対策支援)
 - (ケ) 青少年育成関係分科会 (ライオンズクエスト、薬物乱用防止、YE)
 - (コ) 福 祉 関 係 分 科 会 (社会障害者福祉、高齢者福祉、献血・骨髄移植推進、
献眼・献腎、難病対策特別支援)
5. 代議員及びキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会及び分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の裁定するところによる。

8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席した全ての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会及び分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナー、次期第1及び第2副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(e)項が適用される。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条7項により、解決する。
 - (2) 次期第1副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一／準／複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。
 - (3) 次期第2副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一／準／複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (エ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。
 - (オ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行う。
 - (カ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
11. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

2011-2012年度 地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー
代議員会における選挙に関する事項

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第57回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は513名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は22名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。
9時50分には、登録受付は停止する。
代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。

- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
- ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

2011-2012 年度地区ガバナー・第 1 及び第 2 副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第 1 条（規定の目的）

地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第 2 条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第 3 条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第 4 条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第 5 条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第 6 条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金 20 万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第 7 条（代議員名簿）

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第 1 項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第 8 条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者 1 名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第 9 条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第 4 条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。

- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条（文書による運動）

- 1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
- 2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条（違反に対する処置）

- 1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
- 2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
- 3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条（選挙公報）

- 1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
- 2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
- 3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
- 4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

- 1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
- 2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
- 3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
- 4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 16 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 17 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 18 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 19 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 20 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 21 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 22 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 23 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
6. 平成 19 年 3 月 26 日一部改定。
7. 平成 20 年 11 月 18 日一部改定。
8. 平成 21 年 11 月 6 日一部改定。
9. 平成 22 年 11 月 8 日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名の場合は、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

委 員 会 名

資格審査委員会
議事運営委員会
地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会
決議委員会(決議委員会統括)

* 決議委員会には10の分科会があります。

* 全ての代議員は10分科会のいずれかに所属いたします。

決議委員会 代議員数内訳

	分 科 会	代議員数
1	政策・計画分科会	88 名
2	経理分科会	43 名
3	会員関係分科会 (会則・会員、指導力育成、エクステンション・リテンション、 女性参画・家族会員、綱紀指導)	76 名
4	IT分科会	20 名
5	PR・情報分科会	30 名
6	国際関係分科会 (国際大会、LCIF、国際関係・モンゴル支援、国際理事)	39 名
7	組織連携分科会 (組織連携・ライオンズカード)	17 名
8	環境関係分科会 (環境保全、緊急対策支援)	42 名
9	青少年関係分科会 (ライオンズクエスト、薬物乱用防止、YE)	81 名
10	福祉関係分科会 (社会障害者福祉、高齢者福祉、献血・骨髄移植推進、献眼・献腎、 難病対策支援特別)	77 名
	＜ 合 計 ＞	513 名

(注) 地区ガバナー、元国際理事、前・元地区ガバナー22名が定数外として
代議員登録されております。

第57回年次大会提出案件（案）

A ガバナー提出案件

① 代議員総会

案件1. 国際第2副会長立候補者選出の件

案件2. 2011-2012年度330-A地区ガバナー選出の件

2011-2012年度330-A地区第1副地区ガバナー選出の件

2011-2012年度330-A地区第2副地区ガバナー選出の件

② 分科会

1) 経理分科会

案件1. 「2010-2011年度330-A地区上半期会計報告書承認の件」

案件2. 「2009-2010年度330-A地区会計報告書承認の件」

案件3. 「2011-2012年度

地区クラブ費として 1クラブ1ヵ月2,000円

地区費として 1メンバー1ヵ月480円

(家族会員1メンバー1ヶ月240円)

地区特別運営費として 1メンバー1ヵ月200円

(家族会員1メンバー1ヶ月100円)

地区大会費として 1メンバー1ヵ月100円

地区特別大会費として 1メンバー1ヵ月50円

をそれぞれ拠出の件」

案件4. 「第51回OSEALフォーラム（日本・福岡）1メンバー1,300円拠出の件」

2) 政策・計画分科会

案件1. 「ゾーン・チェアパーソン推薦（選出）にあたってのガイドラインを設定する」件

3) 会員関係分科会

案件1. 「330-A地区家族会員制度ガイドラインを設定する」件

4) 組織連携分科会

案件1. 「今期のライオンズカード還元金を東日本大震災の支援金に変更する」件

5) 青少年育成関係分科会

案件1. 「ライオンズクラブ国際協会330-A地区、薬物乱用防止憲章を制定する」件

330-A地区薬物乱用防止憲章：

「我々は、青少年健全育成を目的とする薬物乱用防止啓発活動を推進し、

国連や関係省庁・団体と協力し努力する事を宣言します」

B 各クラブからの提出案件

① 分科会

1) PR・情報分科会

案件1. 「2011-2012年度330-A地区アクティビティ・スローガン」の決定

① 「喜ばれる^{まこと}真の奉仕・社会と共に」

提案クラブ：東京数寄屋橋LC

② 「会員増強に頑張ろう！」

提案クラブ：東京芝浦LC

330-A地区第57回年次大会 収支予算書

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

勘定科目	予算	摘要	備考
I 収入の部			
①地区会費	8,541,900		
地区大会費	5,694,600	100円×6ヶ月×(4,730名・4,761名)(※)	(※)家族会員除く
地区特別大会費	2,847,300	50円×6ヶ月×(4,730名・4,761名)(※)	(※)同上
②登録料	8,175,000		
代議員登録料(式典含)	5,300,000	10,000円×530名(※)	(※)家族・ホスト会員含
式典一般登録料			
正会員	2,750,000	5,000円×550名	
家族会員	125,000	2,500円×50名	
晩餐会登録料	0		開催中止
③諸収入	200,000		
出店料	150,000	50,000円×3社	
ラッキーカード	0		
雑収入	50,000	ドネーション他	
収入の部合計	16,916,900		
II 支出の部			
①会場費	8,350,000		
室料	6,000,000	式典・晩餐会・分科会・控室等の室料	
音響・照明設備費	900,000	式典・晩餐会・分科会の基本設備使用料	
音響機器借用料	450,000	マイク・映像スクリーン等の機器借用料	
看板・舞台等制作費	1,000,000	会場看板・案内板・舞台等の制作費	
②大会費	3,200,000		
代議員等昼食費	750,000	代議員・部会員の昼食代	
アワード費用	600,000	各アワードの記念品・感謝状・目録他	
講演等謝礼	400,000	講演者・出演者等への謝礼	
花束等諸経費	100,000	贈呈花束等	
大会記念品費	400,000	参加記念品代	
展示関係費	350,000	展示場設営費他	
記念事業費	600,000	障害者スポーツ大会他	
③大会準備費	1,130,000		
運営等準備会議費	1,000,000	全体会議・運営部会・議事運営・アワード審査等	
リハーサル費用	130,000	前夜リハーサル等のスタッフ弁当代	室料除く
④懇親会費	0		開催中止
懇親会費	0		
賞品購入費	0		
アトラクション費用	0		
⑤事務費	2,025,000		
印刷費	1,200,000	案内チラシ・プログラム・代議員証・議案集・議事録	
事務用品費	200,000	胸花リボン他事務用品	
映像・写真記録費	350,000	映像・写真制作・映像機材費及び運送費	
通信・発送費	200,000	案内文書・資料等の郵送・送料	
事務局員派遣費	75,000	派遣合同事務局員の人件費	
⑥雑費	100,000		
⑦予備費	2,111,900		
支出の部合計	16,916,900		